

令和 8 年度当初
持続的生産強化対策事業のうち
ジャパンフラワー強化プロジェクト推進

Q & A

(未定稿)

(令和 7 年 1 月 29 日時点)

目次

【総論】

(総－1) 昨年度からの主な変更点は何か。 1

【応募要件】

(要－1) 振興計画を策定していない場合は応募ができないのか。 1

(要－2) 新たな振興計画を策定する必要があるか。 1

【取組内容】

(取－1) 前年度の報告会において当該年度の取組の検討も併せて行っているが、当該年度の事業実施期間内において、再度検討会を開催する必要があるか。 1

(取－2) 取組ごとに報告書やマニュアルを作成する必要があるか。 2

(取－3) 報告書やマニュアルは実績報告書と併せて提出する必要があるか。 2

(取－4) 「普及に向けた取組」とは何か。 2

(取－5) 当該年度に国際認証等の取得を実施しない場合、国際認証等に係る研修会の開催は実施可能か。 2

(取－6) 花きの需要増進に向けた取組における効果検証の②「取組実施地区」は、「事業実施主体の活動区域」とは別の範囲か。 2

(取－7) 花きの需要増進に向けた取組における効果検証について、アンケートを実施する際の調査項目は、「増えると思う」「買いたいと思う」等、実績値が分からぬようない項目でも問題ないか。 3

(取－8) 地域公募事業の「児童・学生への花育体験」は、未就学児も対象となるか。 3

(取－9) 全国公募事業の「花きの需要増進に向けた全国段階の取組」においても、取組の効果検証を行う必要があるか。 3

(取－10) 消費者ニーズ調査のみを行う場合も効果検証は必要か。 3

(取－11) 農業機械等について、リース・レンタルによる調達ができない場合は購入しても良いか。 3

【成果目標】

(目－1) 成果目標の指標として使用する統計について、5年ごとに公表される統計や応募時点で最新値が3年前の数値となっている統計を使用しても問題ないか。 4

(目－2) 成果目標の5～9は地域公募事業でも選択可能か。 4

(目－3) 成果目標の設定における「主要な取組又は主要な品目」とは何か。 4

【優先枠】

(優－1) 優先枠の対象となる取組は何か。また、優先枠の金額はいくらか。 4

(優－2) 優先枠の取組から優先枠以外の取組へ配分額を流用することは可能か。 4

【審査基準】

(審－1) ジャパンフラワー強化プロジェクト推進の審査基準は何か。 5

(審－2) 「重要課題への対応やモデル性等」のうち、「新たな取組手法や先進的な技術、その他革新的な内容が含まれた取組」とは何か。 5

(審－3) 「課題解決への意欲等」の「直近3か年」は、どこを基準とした3か年か。 5

(審－4) 「課題解決への意欲等」の「過年度に当該事業を活用」でポイントを取得した技術・取組は、次年度以降も同様の技術・取組で再度ポイントを取得することは可能か。	6
(審－5) 「課題解決への意欲等」の「実装」「定着」の基準は何か。	6
(審－6) 「課題解決への意欲等」の技術の数は、同じ技術でも品目・品種が異なれば複数として数えても良いか。	6
(審－7) 「課題解決への意欲等」の「初めて当該事業に応募する事業実施主体」について、事業実施主体名を変更する場合は「初めて当該事業に応募する事業実施主体」とすることも可能か。	6
(審－8) ポイント加算の変更点は何か。	7
(審－9) ポイント加算の「認定を受けることが確実」とは。	7
(審－10) ポイント加算の「計画の内容が本事業で実証する取組内容に合致している」とは。	7
(審－11) ポイント加算の上限は何ポイントか。	7
(審－12) ポイント加算について、構成員が農業者団体の場合は、所属する全ての農業者が各種計画の認定を受けている必要があるか。	7
【申請額の上限】	
(額－1) 第2の1の(3)の取組に係る申請額に上限を設けた理由いかん。	8
(額－2) 広域推進協議会の第2の1の(3)の取組に係る申請額上限は。	8
(額－3) 事業全体に係る申請額の上限を設けた理由いかん。	8
(額－4) 事業全体に係る申請額の上限は。	8
【環境配慮のチェック・要件化(みどりチェック)】	
(環－1) 「みどりチェック」チェックシートの提出が必要な者の考え方いかん。	8
(環－2) 花き部会が構成員となっている場合、花き部会に所属する部会員全員がチェックシートを提出する必要があるか。	9

【総論】

(総－1) 昨年度からの主な変更点は何か。

(答)

昨年度からの主な変更点は以下のとおり。

- ・地域公募事業、全国公募事業の事業内容を明確化し、構成を整理。
- ・取組の実施と併せて、検討会の開催、報告書やマニュアルの作成、成果報告会等の普及に向けた取組を一体的に行うことを要件化。
- ・全国公募事業において、事業実施主体はキックオフ会議及び成果報告会を開催する際に、他の事業実施主体や花き産業関係者への情報提供に配慮しながら、キックオフ会議等を開催（対面やオンライン）することを新たに規定。
- ・「地域推進協議会」及び「広域推進協議会」の応募要件として、構成員である都道府県については、花きの振興に関する法律（以下「花き振興法」という。）第4条に基づく振興計画を策定している又は事業実施期間中に策定する見込みであることを新たに規定。
- ・優先枠の対象となる取組の変更（「高温障害の回避・軽減に資する取組」及び「病害虫被害の軽減に資する取組」に予算を優先して配分。）。
- ・達成すべき目標を生産、流通、消費ごとに整理。「事業実施主体の活動区域における花きの総出荷量又は総出荷金額に占める輸出量又は輸出金額の割合を3ポイント以上増加」の目標は事業内容と一致していないため削除。
- ・ジャパンフラワー強化プロジェクト推進の審査基準の変更、加算ポイントの変更。

【応募要件】

(要－1) 振興計画を策定していない場合は応募ができないのか。

(答)

地域推進協議会及び広域推進協議会の構成員となる都道府県は、振興計画を策定している又は事業実施期間中に策定する見込みであれば応募が可能。

(要－2) 新たな振興計画を策定する必要があるか。

(答)

これまでに策定した振興計画の期間内に当該年度が含まれる場合は、新たな振興計画の策定は不要。

【取組内容】

(取－1) 前年度の報告会において当該年度の取組の検討も併せて行っているが、当該年度の事業実施期間内において、再度検討会を開催する必要があるか。

(答)

前年度の報告会の概要等により、当該年度の取組に関する検討を行ったことが確認できる場合は、当該年度の当初に行う検討会（キックオフ会議）を省略することができる。ただし、当該年度の事業実施期間前に取組の検討を行った場合も、事業実施計画書の第4の「実施スケジ

ユール」には検討会の実施時期等を記載すること。

なお、当該年度の事業実施期間前に発生した経費については、当該年度の経費として計上することはできない。

(取－2) 取組ごとに報告書やマニュアルを作成する必要があるか。

(答)

報告書やマニュアルの作成は、取組ごとに作成するか、複数の取組でまとめて作成するのかについては、報告書等の活用実態に合わせて、事業実施主体ごとに判断していただいて構わない。

(取－3) 報告書やマニュアルは実績報告書と併せて提出する必要があるか。

(答)

取組の実施と併せて、検討会の開催、報告書やマニュアルの作成、成果報告会等の普及に向けた取組が一体的に行われたか確認を行う必要があるため、原則、報告書やマニュアルは実績報告書と併せて提出が必要。なお、実績報告書の報告後に報告書やマニュアルの内容について修正が生じた場合は、実施状況報告までに修正し提出することとする。

なお、当該年度の事業実施期間後に発生した経費については、当該年度の経費として計上することはできない。

(取－4) 「普及に向けた取組」とは何か。

(答)

「普及に向けた取組」とは、取組に関する成果報告会や、実証した技術の普及に向けた研修会のほか、マニュアルの配布や報告書の公表を想定している。このほかの普及に向けた取組を想定している場合は、別途ご相談いただきたい。

(取－5) 当該年度に国際認証等の取得を実施しない場合、国際認証等に係る研修会の開催は実施可能か。

(答)

当該年度に第2の1の(1)のウの(イ)「国際認証等の取得」の取組を行わない場合も、第2の1の(1)のウの(ア)「国際認証等に係る研修会の開催」を実施することが可能。

(取－6) 花きの需要増進に向けた取組における効果検証の②「取組実施地区」は、「事業実施主体の活動区域」とは別の範囲か。

(答)

「取組実施地区」とは、「事業実施主体の活動区域」のうち、取組を実施した特定の地区を指す。

例えば、A県を活動区域とする協議会において、A県内のB学区とC学区で第2の1の(3)のウの「児童・学生への花育体験」を実施し、②「取組実施地区の花き小売店等における取組

前後の売上げや客数・客層の変化」の効果検証を行う場合、取組実施地区であるB学区とC学区の花き小売店等における取組前後の売上げや客数・客層の変化を検証することとなる。

(取-7) 花きの需要増進に向けた取組における効果検証について、アンケートを実施する際の調査項目は、「増えると思う」「買いたいと思う」等、実績値が分からぬような項目でも問題ないか。

(答)

第2の1の(3)及び第2の2の(3)で定める効果検証は、取組前後の定量的な数値の変化を把握して検証することを求めていため、「増えると思う」や「買いたいと思う」など花きの消費が増加したのかが把握できない調査項目の設定は不可とします。

(取-8) 地域公募事業の「児童・学生への花育体験」は、未就学児も対象となるか。

(答)

児童福祉法に則り、本事業においては、18歳未満の者を「児童」としているため、「児童・学生への花育体験」においては、未就学児も対象とすることができる。

(取-9) 全国公募事業の「花きの需要増進に向けた全国段階の取組」においても、取組の効果検証を行う必要があるか。

(答)

全国公募事業の第2の2の(3)「花きの需要増進に向けた全国段階の取組」においても、地域公募事業と同様に、取組内容に応じて以下の①～③までのいずれかの効果を検証する必要がある。

- ①取組に参加した生産者や産地等における取組前後の販売額、販売先数等の変化
- ②取組実施地区の花き小売店等における取組前後の売上げや客数・客層の変化
- ③参加者又はその世帯における取組前後の購入額や購入回数の変化

(取-10) 消費者ニーズ調査のみを行う場合も効果検証は必要か。

(答)

消費者ニーズや需要動向等の調査のみを行う場合は、効果検証は必須としない。

なお、イベントの開催や体験活動、PR活動等の実施を伴う調査の場合は、イベントの開催等の取組の効果検証は必須とする。

(取-11) 農業機械等について、リース・レンタルによる調達ができない場合は購入しても良いか。

(答)

技術実証等に必要な農業機械等について、リース・レンタルが可能な類似品・他社製品が存在しない場合は、購入も可能とする。

【成果目標】

（目－1）成果目標の指標として使用する統計について、5年ごとに公表される統計や応募時点での最新値が3年前の数値となっている統計を使用しても問題ないか。

（答）

実施要領別紙4の第7の2の「事業の評価」時点において、目標年度の値が公表されていない統計は、事業の取組による成果を評価することが困難であるため、成果目標の指標として設定することは不適切。

統計又は客観的な調査による数値がない等の理由により指標の設定が困難な場合は、その理由を明示した上で、他の指標を用いることが可能。また、成果目標を5から9までの中から選択した場合は、本事業で実証を行う経営体のデータを用いることが可能。

（目－2）成果目標の5～9は地域公募事業でも選択可能か。

（答）

成果目標の5～9は、地域公募事業、全国公募事業ともに選択が可能。

（目－3）成果目標の設定における「主要な取組又は主要な品目」とは何か。

（答）

第4の1の「成果目標の設定」における「主要な取組又は主要な品目」とは、事業費が最も大きい取組や、活動区域で生産量の多い品目等を想定している。前記以外を想定している場合は、別途ご相談いただきたい。

【優先枠】

（優－1）優先枠の対象となる取組は何か。また、優先枠の金額はいくらか。

（答）

優先枠の対象となる取組は以下の通り。

- ・第2の1の（1）のアの（ア）高温障害の回避・軽減に資する技術、（イ）病害虫被害の軽減に資する技術の取組
- ・第2の2の（1）のアの（ア）高温障害の回避・軽減に資する技術、（イ）病害虫被害の軽減に資する技術の取組の取組

また、優先枠の取組には優先的に予算配分を行うこととしており、優先枠の金額は設定していない。

（優－2）優先枠の取組から優先枠以外の取組へ配分額を流用することは可能か。

（答）

優先枠の取組から優先枠以外の取組へ配分額を流用することはできない。

ただし、優先枠の取組同士での配分額の流用や、優先枠以外の取組から優先枠の取組への流用は可能。

【審査基準】

（審－1）ジャパンフラワー強化プロジェクト推進の審査基準は何か。

（答）

ジャパンフラワー強化プロジェクト推進の審査基準は以下の通り。

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
重要課題への対応やモデル性等	【重要課題への対応】 ・第2の1の（1）のアの（ア）若しくは（イ）又は第2の2の（1）のアの（ア）若しくは（イ）を実施する取組となっている。		3
	【モデル性等】 ・第2の1の（1）から（3）又は第2の2の（1）から（3）の全てを実施する取組となっている。 ・新たな取組手法や先進的な技術、その他革新的な内容が含まれた取組となっている。	2つ満たす。 1つ満たす。 0	2 1 0
課題解決への意欲等	【課題解決への意欲等】 事業実施計画において活動区域の課題が十分に分析されており、課題に対応した取組内容になっている。 ※「なっている。」場合は、次の審査基準により審査する。 (初めて当該事業に応募) 初めて当該事業に応募する事業実施主体については、現場への実装又は定着を目指す第2の1の（1）から（3）又は第2の2の（1）から（3）の取組となっている。 (過年度に当該事業を活用※注1) 過年度に当該事業を活用した事業実施主体については、直近3か年取り組んだ第2の1の（1）から（3）又は第2の2の（1）から（3）の技術及び取組が実装又は定着している。	なっている。 なっていない。	1 0
		4つ以上 3つ 2つ 1つ	4 3 2 1

（注1）過年度に当該事業を活用した事業実施主体が、構成員等の大半の関係者の変更を伴わず名称を変更して応募する場合などは、新規の事業実施主体として取り扱わず、継続して当該事業を活用してきた事業実施主体として取り扱う。

（審－2）「重要課題への対応やモデル性等」のうち、「新たな取組手法や先進的な技術、その他革新的な内容が含まれた取組」とは何か。

（答）

「新たな取組手法や先進的な技術、その他革新的な内容が含まれた取組」は、活動区域において、これまで取り組まれてこなかった取組や導入が進んでいない技術等を想定している。前記以外を想定している場合は、個別にご相談いただきたい。

（審－3）「課題解決への意欲等」の「直近3か年」は、どこを基準とした3か年か。

（答）

令和8年度事業にあっては、令和4年度から令和6年度を「直近3か年」とする。当該期間に当該事業を活用しなかった場合は、未実施年度を除いた直近3か年とする（例えば、令和3年度、令和5年度、令和6年度の直近3か年）。

（審－4）「課題解決への意欲等」の「過年度に当該事業を活用」でポイントを取得した技術・取組は、次年度以降も同様の技術・取組で再度ポイントを取得することは可能か。

（答）

「直近3か年」のうち、当該年度と次年度以降で重複する年度の技術・取組については、同様の技術・取組でポイントを取得することが可能。

例えば、令和8年度事業では、令和4年度から令和6年度に実施した取組のうち実装・定着した技術・取組の数に応じてポイントが取得できるが、このうち、令和5年度から令和6年度に実施し実装・定着した技術・取組については、令和9年度事業においてもポイントを取得することが可能。

なお、来年度以降の審査基準は今後変更となる可能性がある。

（審－5）「課題解決への意欲等」の「実装」「定着」の基準は何か。

（答）

「課題解決への意欲等」における「実装」「定着」は以下を想定している。

- ・第2の1の（1）及び第2の2の（1）：実証した技術が実際に現場で活用されている場合（少なくとも実証に参加した者が継続して当該技術に取り組んでいる場合も含む。）。
- ・第2の1の（2）及び第2の2の（2）：実証や検討会により見直しを行った内容が実際に現場で活用されている場合や実証で使用した物品等を実際に導入した場合。
- ・第2の1の（3）及び第2の2の（3）：本事業を活用せずに取組が継続している場合。

前記以外を想定する場合は、個別にご相談いただきたい。

（審－6）「課題解決への意欲等」の技術の数は、同じ技術でも品目・品種が異なれば複数として数えても良いか。

（答）

品目・品種の特性に応じて異なる内容を検証している場合は、同じ技術でも品種・品目ごとに複数の技術として数えることが可能。

（審－7）「課題解決への意欲等」の「初めて当該事業に応募する事業実施主体」について、事業実施主体名を変更する場合は「初めて当該事業に応募する事業実施主体」とすることも可能か。

（答）

当該年度の申請上限額が不用額発生年度の確定額となる事業実施主体において、構成員等の大半の関係者の変更を伴わず、事業実施主体の名称のみを変更し、「初めて当該事業に応募する事業実施主体」として申請上限額を超えて応募をしようとする場合は、「過年度に当該事業を活用した事業実施主体」とする。

なお、事業実施主体を統廃合した場合は、事業実施主体の名称の変更の有無に関わらず「初めて当該事業に応募する事業実施主体」とすることができる。

（審－8）ポイント加算の変更点は何か。

（答）

ポイント加算の変更点は以下の通り。

- ・生産方式革新実施計画：その他の計画と同様に、本事業の応募時点において、「認定を受けている者又は認定を受けることが確実である者」へ変更。
- ・地域計画：「課題解決の意欲等」からポイント加算へ変更。「目標地図に位置付けられている」から「将来像が明確化された地域計画の目標地図に位置付けられている」へ変更。
- ・食料システム法における計画：食料システム法における「安定取引関係確立事業活動計画」「流通合理化事業活動計画」「環境負荷低減事業活動計画」「消費者選択支援事業活動計画」を新たなポイント加算の項目として追加。

（審－9）ポイント加算の「認定を受けることが確実」とは。

（答）

認定を受ける予定の計画内容について事前相談で内容の了解を得ており、かつ、本事業の応募までに、計画認定の申請書を提出済みであることが確認できる場合を指す。

（審－10）ポイント加算の「計画の内容が本事業で実証する取組内容に合致している」とは。

（答）

ポイント加算の計画において、品目及び導入する機械といった計画の取組内容が、本事業で実施する内容と一致する場合を指す。

（審－11）ポイント加算の上限は何ポイントか。

（答）

ポイント加算は、1項目につき1ポイントとし、合計5ポイントが上限となる。

例えば、構成員Aが食料システム法の「安定取引関係確立事業活動計画」「流通合理化事業活動計画」「環境負荷低減事業活動計画」「消費者選択支援事業活動計画」の全ての認定を受けている場合も、ポイント加算は1ポイントとなる。また、複数の構成員が「環境負荷低減事業活動計画」の認定を受けている場合も、ポイント加算は1ポイントとなる。

（審－12）ポイント加算について、構成員が農業者団体の場合は、所属する全ての農業者が各種計画の認定を受けている必要があるか。

（答）

構成員である農業者団体に所属する農業者のうち、取組に参加する農業者が各種計画の認定を受けている場合はポイント加算を受けることができる。また、構成員である農業者団体が、団体として各種計画の認定を受けている場合にもポイント加算を受けることができる。

【申請額の上限】

（額一1）第2の1の（3）の取組に係る申請額に上限を設けた理由いかん。

（答）

事業実施主体からの要望が多い第2の1の（3）花きの需要増進に向けた地域段階の取組については、限られた予算額の中で、可能な限り多くの地域で偏りなく取組が実施できるよう申請額に上限を設けている。

なお、申請額には上限を設定しているが、事業費については上限を設定していないため、事業実施主体等の自己負担を妨げるものではない。

（額一2）広域推進協議会の第2の1の（3）の取組に係る申請額上限は。

（答）

広域推進協議会においても、第2の1の（3）の「花きの需要増進に向けた地域段階の取組」に係る申請額の上限は、1千万円かつ事業実施主体の事業全体に係る申請額の2分の1とする。

（額一3）事業全体に係る申請額の上限を設けた理由いかん。

（答）

適正な事業実施計画の策定及び予算配分を行った事業実施計画に則った適正な事業の執行に向け、令和6年度から本事業の実施要領に以下の規定を設けている。

○予算配分額の調整

令和〇年度の補助金の交付を受けた事業実施主体において、補助金の交付年度の実績報告時に補助金交付額の20%又は200万円のいずれか低い金額を超える不用額が生じた場合（災害等やむを得ないと認められる場合を除く）は、事業実施年度の翌々年度の予算に係る本事業の公募における当該事業実施主体の補助金の申請額について、当該不用額発生年度の補助金の確定額を申請の上限額とする。

なお、申請額には上限を設定しているが、事業費については上限を設定していないため、事業実施主体等の自己負担を妨げるものではない。

（額一4）事業全体に係る申請額の上限は。

（答）

令和6年度予算で補助金の交付を受けた事業実施主体において、補助金の交付年度の実績報告時に補助金交付額の20%又は200万円のいずれか低い金額を超える不用額が生じた場合（災害等やむを得ないと認められる場合を除く）は、令和8年度予算の公募における当該事業実施主体の申請額は、令和6年度予算の確定額を上限額とする。

【環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）】

（環一1）「みどりチェック」チェックシートの提出が必要な者の考え方いかん。

（答）

事業実施主体は、実施要領別紙4の別添6-1の民間事業者・自治体等向けのチェックシート

トの提出が必要。

また、構成員として取組に参加する民間企業や団体等は実施要領別紙4の別添6-1の民間事業者・自治体等向けのチェックシート、構成員として取組に参加する農業者・農業経営体は実施要領別紙4の別添6-2の農業経営体向けのチェックシートの提出が必要。

（環-2）花き部会が構成員となっている場合、花き部会に所属する部会員全員がチェックシートを提出する必要があるか。

（答）

構成員となっている花き部会に所属する部会員全員が取組に参加する場合は、部会員全員がチェックシートを提出する必要がある。

なお、構成員となっている花き部会のうち、一部の部会員のみが取組に参加する場合は、取組に参加する部会員のみがチェックシートを提出する必要がある。